

広島県後期高齢者医療広域連合監査事務処理規程

平成19年5月1日
監査委員訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、監査委員の行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）の事務処理の基本について定め、監査事務の効率的な運営を確保することを目的とする。

(監査等の種別)

第2条 監査等は、次の種別に分けて行うものとする。

- (1) 定期監査 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定により、広島県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の財務に関する事務の執行及び広域連合の経営に係る事業の管理について毎会計年度期日を定めて行う。
- (2) 行政監査 法第199条第2項の規定により、広域連合の事務（法定受託事務にあっては、国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。以下同じ。）の執行について必要と認めるときに行う。
- (3) 隨時監査 法第199条第5項の規定により第1号の事務事業について必要と認めるときに行う。
- (4) 公金の出納支払事務監査 法第235条の2第2項の規定により指定金融機関が行う公金の収納又は支払の事務について必要と認めるとき、又は広域連合長の要求があるときに行う。
- (5) 議会の要求監査 法第98条第2項の規定により広域連合の事務について広島県後期高齢者医療広域連合議会の要求があるときに行う。
- (6) 長の要求監査 法第199条第6項の規定により、広域連合の事務の執行について広域連合長の要求があるときに行う。
- (7) 直接請求監査 法第75条第1項の規定により、広域連合の事務の執行について選挙権を有する者の総数の50分の1以上の連署をもって、その代表者から請求があるときに行う。
- (8) 住民の監査請求 法第242条第1項の規定により、広域連合長若しくは委員会若しくは委員又は職員について、違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当に怠る事実があると認めて広域連合の区域内の住民から請求があるときに行う。
- (9) 職員の賠償責任に関する監査 法第243条の2第3項の規定により

職員が広域連合に損害を与えたと認めて広域連合長から請求があるときに行う。

(10) 出納検査 法第235条の2第1項の規定により広域連合の現金の出納について毎月例日に行う。

(11) 決算審査 法第233条第2項の規定により広域連合長から審査を求められたときに行う。

(12) 基金審査 法第241条第5項の規定により基金の運用について広域連合長から審査を求められたときに行う。

(基本方針)

第3条 監査等を行うに当たっては、法第199条第3項の規定の趣旨に添い、広域連合の行財政運営が法令に適合するとともに、合理的に、かつ、効率を挙げ適正になされているかにつき、特に意を用いるものとする。

(年間計画の策定)

第4条 監査等は、原則として監査等の対象となる事務事業の動態、監査等に要する期間等を勘案してあらかじめ年間計画を策定し、これに基づいて行うものとする。

(監査等の実施計画)

第5条 監査等を行うに当たっては、実施場所、所要日数、監査等の手続等を定めた実施計画を作成し、これに従って実施するものとする。

(監査等の基準)

第6条 監査等の実施上の基準は、別に定める。

(監査等の実施通知)

第7条 監査等を行うに当たっては、監査等の対象となる機関に対し、事務事業の範囲、期日、場所等を通知するものとする。

(監査等の手続)

第8条 監査等は、書類、帳簿、証書類等の記録に基づき、照合、実査、立会、確認、質問等必要と認める手続により行うものとする。

(報告書等の作成)

第9条 監査若しくは検査の結果に関する報告書又は決算若しくは基金の審査についての意見書（次項において「報告書等」という。）は、監査等の終了後遅滞なく作成するものとする。

2 報告書等には、実施した監査等の概要及びその意見を簡潔明瞭に記載するものとする。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（令和5年1月23日監査委員訓令第1号）

この訓令は、令和5年1月23日から施行する。

附 則（令和7年5月21日監査委員訓令第1号）

この訓令は、公表の日から施行する。